

海幕人第119号

53. 1. 14

- 改正 昭和53年7月4日 海幕人第2727号〔開発指導隊群の新編等に
伴う人事関係通達の整理について9項による改正〕
- 昭和55年3月17日 海幕人第1012号〔普通昇給の実施等の一
部変更について(通達)9項による改正〕
- 昭和56年2月10日 海幕人第661号〔普通昇給の実施等の一
部変更について(通達)9項による改正〕
- 昭和56年10月31日 海幕人第4820号〔出勤簿等の取扱等の一
部変更について(通達)6項による改正〕
- 昭和57年10月1日 海幕人第3944号〔幹部自衛官の経歴管理
に関する細部事項等の一部変更について(通達)1項によ
る改正〕
- 昭和58年4月7日 海幕人第1407号〔出勤簿の取扱に関する通
達等の一部変更について(通達)6項による改正〕
- 昭和58年8月10日 海幕人第3372号〔第1次改正〕
- 昭和61年2月13日 海幕人第690号〔普通昇給の実施に関する
通達等の一部変更について(通達)13項による改正〕
- 昭和62年11月25日 海幕人第5723号〔第2次改正〕
- 昭和63年12月15日 海幕人第6505号〔防衛庁組織令等の一
部改正に伴う関連通達の一部変更について(通達)18項によ
る改正〕
- 平成元年6月17日 海幕人第3040号〔改正に伴う関係通達の
一部変更について(通達)25項による改正〕
- 平成2年12月4日 海幕人第5843号〔第3次改正〕
- 平成7年12月19日 海幕人第5286号〔第4次改正〕
- 平成8年3月18日 海幕人第1254号〔第5次改正〕
- 平成9年1月20日 海幕人第238号〔第6次改正〕
- 平成9年8月6日 海幕人第3667号〔第7次改正〕
- 平成10年12月8日 海幕人第5718号〔第8次改正〕
- 平成10年12月25日 海幕人第6128号〔第9次改正〕
- 平成12年3月2日 海幕人第1029号〔第10次改正〕
- 平成12年3月6日 海幕人第1373号〔第11次改正〕
- 平成14年3月22日 海幕人第1600号〔海上自衛隊訓令等の一
部改正に伴う関係通達の一部変更について第3項による改
正〕
- 平成15年1月24日 海幕人第506号〔第12次改正〕
- 平成15年12月8日 海幕人第6484号〔第13次改正〕
- 平成16年12月22日 海幕人第6626号〔第14次改正〕

平成17年12月27日 海幕人第7157号〔第15次改正〕
平成18年4月1日 海幕人第2267号〔第16次改正〕
平成18年4月3日 海幕人第2309号〔第17次改正〕
平成18年12月11日 海幕人第7347号〔第18次改正〕
平成19年11月19日 海幕人第7713号〔第19次改正〕
平成20年12月16日 海幕人第10014号〔第20次改正〕
平成21年7月31日 海幕人第6203号〔第21次改正〕
平成26年5月30日 海幕人第4858号〔第22次改正〕
平成26年12月24日 海幕人第9494号〔第23次改正〕
平成27年12月22日 海幕人第373号〔第24次改正〕
平成28年11月30日 海幕人第386号〔第25次改正〕
平成29年10月11日 海幕人第279号〔第26次改正〕
平成30年12月17日 海幕人第372号〔第27次改正〕
令和元年12月18日 海幕人第326号〔第28次改正〕
令和2年3月9日 海幕人第139号〔第29次改正〕
令和2年12月17日 海幕人第492号〔第30次改正〕
令和3年12月8日 海幕人第443号〔第31次改正〕
令和4年12月23日 海幕人第452号〔第32次改正〕
令和5年12月18日 海幕人第480号〔第33次改正〕

各 部 隊 の 長
殿
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長
(公印省略)

海上自衛隊の術科学校等及び部内、部外委託教育の各課程における准海尉、海曹、海士及び行（一）1級（相当級を含む。）以下の事務官等の学生選考要領について（通達）

標記について、別冊のとおり定める。

なお、海幕人第5986号(41. 12. 16)は廃止する。

添付書類：別 冊
写送付先：部内全般

准海尉、海曹、海士及び事務官等の学生選考要領

1 課程別応募資格

(1) 准海尉、海曹及び海士

別表第1のとおり。(ただし、業務上の必要性又は経歴上の特別な理由のある者については、この限りでない。)

(2) 事務官等

行政職俸給表(一)1級(任免権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)別表に掲げる行政職俸給表(一)1級に対応する各俸給表の職務の級を含む。)

別表第1第1項、第2項及び第3項に掲げる課程

(3) その他

部内及び部外委託教育の各課程別応募資格等については、毎年12月下旬までに、翌年度計画分について、別途海幕人事教育部長が通知する。

2 選考票作成基準日

准尉、海曹士学生選考票(別紙様式第1、以下「選考票」という。)の作成基準日(以下「基準日」という。)は1月1日とする。

3 学生適格者の選考

(1) 別表第2に掲げる所属長等(以下「所属長等」という。)は別表第3の区分により、選考票を作成し、1月20日までに任免権者に提出する。

(2) 選考票の作成に当たっては、勤務調査票等を活用し、志願課程への適格性の判定に努めるものとする。

(3) 海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達(昭和42年海上自衛隊達第31号)第2条第6号に基づく入校困難者に対する在所教育(以下「在所教育」という。)の選考要領は別図のとおりとし、選考票第19項第3号に在所教育の希望理由を記載する。

(4) 学生不適格基準は別表第4のとおりとする。

(5) 任免権者は選考票を審査し、各課程(海曹士専修科教官課程を除く。)別に学生適格者を選考する。

なお、海幕調第5778号(16.11.1)に示す、適格性の確認を要する課程学生の選考に当たっては、所属長等の事前の適格性の確認の手続を行わせておくものとする。

(6) 学校等教官の配置指定権者(以下「教官の配置指定権者」という。)は、海曹士専修科教官課程の学生適格者を選考し、その員数を1月16日までに任免権者に報告する。

4 任免権者別学生割当

(1) 任免権者は、各課程別学生適格者員数及び学生割当要望員数(別紙様式第2)を2月10日までに海幕人事教育部長に通知する。

(2) 海幕人事教育部長は、各任免権者別学生割当数を3月初旬までに各任免権者に通知する。

5 学生予定者の選考

- (1) 任免権者は、任免権者別学生割当数に基づき、学生適格者の中から学生予定者を選考する。

なお、選考に当たって、個人の希望に偏重することなく、要員養成上の要求に留意するものとする。

- (2) 専修科教官課程の学生予定者の選考等については、次による。

ア 学生予定者の選考

(ア) 学校等教官の配置にある者

- a 任免権者は、学生割当員数により、課程の各期別学生員数を教官の配置指定権者に指示する。

- b 教官の配置指定権者は、学生予定者を選考し、任免権者に報告する。

(イ) 学校等教官の配置にない者

教官養成計画に基づき、任免権者が選考する。

イ 学生の入校

任免権者が命ずる。

- (3) 任免権者は、学生予定者名簿(別紙様式第3)を課程開始の1か月前(4月に開始する課程については20日前)までに、海幕人事教育部長、所属長等及び教育を実施する部隊、機関の長に送付する。

なお、海曹士専修科潜水艦課程については送付先に呉地方総監を加える。

6 その他

- (1) 任免権者は、基準日以降に、自衛官にあっては異任又は補職替え等、事務官等にあっては昇任、降任又は転任等により新たな配置についた者のうち、海上自衛隊の術科学校等及び部内、部外委託教育の各課程への入校を必要と認める者については、その都度、第3項に準じて学生適格者の選考を実施するものとする。
- (2) 所属長等は、学生予定者が入校発令までの間において、新たに不適格基準に該当する事項が発生した場合は速やかに任免権者に報告しなければならない。
- (3) 呉総監は、海曹士専修科潜水艦課程学生予定者に、1術校長は、海曹士特修科潜水課程の学生予定者並びに海曹士専修科開式スクーバ、深海潜水及び水中処分の各課程の学生予定者に、潜医隊司令は、海曹士専修科飽和潜水課程の学生予定者に対し、それぞれ別表第5の健康診断等を実施し、結果を当該隊員の任免権者及び教育を実施する部隊の長へ通知する。

課程別応募資格

1 海士特技課程

課	程	名	教育 場所	応	募	資	格					
海	音	楽	東音	音楽の素養を有する海士								
	運	用	1 術 校	攻撃要員		左記の特技を有する海士で教育隊等での要員区分時、当該特技員予定者に区分された者						
	射	撃										
	射	管										
	魚	雷										
	水	測										
	掃	海						機	雷			
	航	海						測	電			
	通	信						電	子	整	備	
	気	象						海	洋			
	デ	ィ						ー	ゼ	ル		
	ガ	ス	ター	ビン								
	電	機	2 術 校	機関要員		左記の特技を有する海士で教育隊等での要員区分時、当該特技員予定者に区分された者						
応	急	工						作				
情	報	3 術 校	航空整備要員 航空基地要員		左記の特技を有する海士で教育隊等での要員区分時、当該特技員予定者に区分された者							
航	空						発	動	機	整	備	
航	空						電	機	計	器	整	備
航	空						機	体	整	備		
航	空						電	子	整	備		
航	空						武	器	整	備		
地	上						救	難				
施	設						機	関	要	員	航	空
経	理	4 術校	経補要員									

海	補給	給養	4 術 校	経補要員	左記の特技を有する海士で教育隊等での要員区分時、当該特技員予定者に区分された者
	給	養			
士	衛	生	横病	船務要員 攻撃要員	
				機関要員 航空整備要員	
				航空基地要員 経補要員	

2 中級の海曹特技課程

課	程	名	教育場所	応	募	資	格	
海	音	楽	東音	音楽員			左欄の特技を有する海曹	
	運	用	1 術 校	運用員				
	射	撃		射撃員				
	射	管		射管員				
	魚	雷		魚雷員				
	水	測		水測員				
	掃	海		機	掃海機雷員			
	航	海		術	航海員			
	電	測		電測員				
	通	信		通信員				
	通	信		(在所教育)				
	電	子		整	電子整備員			
	電	子		整		(在所教育)		
	電	機		機	電機員			
	曹	気		象	海	洋		気象海洋員
デ		ィ	ー	ゼ	ル	ディーゼル員		
ガ		ス	ター	ビン	員			
電		機	機	機	機			
	電	機	(在所教育)				左欄の特技を有する海曹	

海	応急工作	2 術校	応急工作員	左欄の特技を有する 海曹
	情報		情報員	
	航空発動機整備	3 術校	航空発動機整備員	左欄の特技を有する 海曹
	航空電機計器整備		航空電機計器整備員	
	航空機体整備		航空機体整備員	
	航空電子整備		航空電子整備員	
	航空電子整備（在所教育）		航空電子整備員	
	航空武器整備		航空武器整備員	
	地上救難施設		地上救難員 施設員	
	機上整備		航空発動機整備員 航空電機計器整備員 航空機体整備員	左欄の特技を有し、整備経験1年以上の3曹で航空士の適性を有する者
曹	経理	4 術校	経理員	左欄の特技を有する 海曹
	経理（在所教育）			
	補給	術校	補給員	
	補給（在所教育）			
	給養		給養員	
衛生	横病	衛生員	左欄の特技を有する 海曹士	

3 特別の准海尉曹士課程

課程名	教育場所	応募資格
海曹士 特別修科	1 術校	接尾語「スクーバ潜水」を有する海曹士
		海曹（特技「地上救難員」を有する者を除く。）
	2 術校	海曹士
艦船整備課程		
情報システム管理		

海 曹 士 専 修 科	飽和潜水	潜医隊	接尾語「潜水員」を有する海曹士
	開式スクーバ	1	海曹士（特技「通信員」、「水測員」又は「音楽員」を有する者を除く。）
	水中処分		特技「潜水員」を有する海曹士
	射撃（76ミリ速射砲）		特技「射撃員」を有する海曹 ◇（D3）
	射撃（127ミリ速射砲）		特技「射撃員」を有する海曹 ※（D3）
	高性能20ミリ機関砲		特技「射管員」を有する海曹 ☆（D7）
	射撃指揮装置（FCS2-21）		
	短SAMランチャー		特技「射撃員」を有する海曹 ※（D3）
	アスロックランチャー		特技「魚雷員」を有する海曹 ※（E）
	対潜指揮装置（SFCS-6）		特技「水測員」を有する海曹 ◇（D7）
	ソナー（OQS-4）		
	艦船用ソノブイ信号処理装置		特技「水測員」を有する海曹 ※（D7）
	曳航式パッシブソナー		
	対潜情報処理装置（ATSコンソール）		特技「水測員」を有する海曹で、専修科艦船用ソノブイ信号処理装置課程又は曳航式パッシブソナー課程を修了した者 ※（D7）
	対潜情報処理装置（ASWCS）		
	電子整備（OPS-24）		
	電子整備（OPS-28）	特技「電子整備員」を有する海曹 ◇	
	電子整備（NOLQ-3）		

海 曹 士 専 修 科	電子整備 (有線機器)	1 術 校	特技「電子整備員」を有する海曹 ◇
	電子 (EW)		特技「電測員」又は「電子整備員」を有する海曹 ◇
	機雷整備		関連配置に勤務 (予定者を含む。) する海曹士
	海洋観測		次の条件の一を満足する者 1 特技「気象海洋員」を有する海曹 ◇ 2 特技「航海員」を有し、海曹課程を修了した者
	無線電信 (モールス)		特技「通信員」又は「情報員」を有する海曹士
	無線従事者 (3総通)		特技「通信員」を有する海曹 ※ (D3)
	機雷探知機 (ZQS-4/S-10)		特技「水測員」を有する海曹 ◇ (D7)
	小型船舶運航		関連配置に勤務 (予定者を含む。) する海曹士
	航海 (海技)		当該課程に接続する海曹航海課程入校予定者で、次の条件をすべて満足する者 1 運航4級以上の部内資格又は5級海技士 (航海) 免許保有者 2 船舶の運航に従事した乗船経歴4年以上の者
	立入検査		関連配置に勤務 (予定者を含む。) する海曹士
教官	1術校・3術校	学校等の教官 (予定者を含む。) ※	
VLS (MK-41)	1術校	特技「射撃員」又は「魚雷員」を有する海曹 ※ (E)	
掃海電機	2 術 校	特技「電機員」を有する海曹 ※	
電機 (OSN-1 ジャイロコンパス)			
電機 (OSN-2 ジャイロコンパス)			

海 曹 士	高 圧 ガ ス	2	関連配置に勤務（予定者を含む。）する海曹又は海士長 ◇
	ガスタービン制御装置		特技「電機員」又は「ガスタービン員」を有する海曹 ※
	ガスタービン整備		特技「ガスタービン員」を有する海曹 ※
	電気制御装置		特技「電機員」を有する海曹 ※
	工 作		特技「応急工作員」を有する海曹 ※
	英 語 （ 基 礎 ）		外国留学予定者又は配置上英会話の素養を必要と認められる海曹士
	英 語 （ 留 学 I ）		専修科英語（基礎）課程を修了した者又は同等の英語能力を有すると認められる海曹士
	英 語 （ 留 学 II ）		専修科英語（留学 I）課程を修了した者又は同等の英語能力を有すると認められる海曹士
	情報ネットワーク		海曹士
	機 関 （ 海 技 ）		当該課程に接続する海曹ディーゼル課程入校予定者で、次の条件をすべて満足する者 1 機関 4 級以上の部内資格又は 5 級海技士（機関）免許保有者 2 機関の運転に従事した乗船経歴 4 年以上の者
専 修 科	SSFC、AN/ WSN-71NS	校	特技「電機員」を有する海曹
	艦 船 造 修	校	特技「射撃員」、「射管員」、「運用員」、「魚雷員」、「水測員」、「掃海機雷員」、「ディーゼル員」、「ガスタービン員」、「電機員」又は「応急工作員」を有する海曹
	ガスタービン・エンジン (T700)	3	特技「航空発動機整備員」を有する海曹士
	P-1 発動機システム整備		
F 7 整 備			
P-1 電機計器システム整備	校	特技「航空電機計器整備員」を有する海曹士	

海	構造修理・ 腐食管理	3	
	探傷検査 (磁気、浸透)		
曹	探傷検査 (超音波、渦流)		特技「航空機体整備員」を有する海曹士
	溶接		
士	機械工作		
	P-1機体 システム整備		
専	SH-60K 戦術情報処理 システム整備		特技「航空電子整備員」を有する海曹士
	SH-60K 通信機器整備		
術	SH-60K 航法機器整備		
	SH-60K レーダー・赤外線 探知装置整備		
修	SH-60K 対潜機器整備		特技「航空電子整備員」を有する海曹士
	SH-60K 自動飛行制御装置		
科	戦術情報処理 システム整備		特技「航空電子整備員」を有する海曹士
	P-1電子 システム整備		
校	P-1電子整備		特技「航空武器整備員」を有する海曹士
	P-1武器・救命 システム整備		
	モジュール修理 (基礎)		特技「航空電機計器整備員」、「航空電子整備員」又は「航空武器整備員」を有する海曹士
	着陸誘導管制装置		
	基地電子(タワー 機器・タカン)整備		特技「航空電子整備員」を有する海曹士

海 曹 士 専 修 科	魚雷 (MK 4 6)	3	特技「魚雷員」を有する海曹又は特技「航空武器整備員」を有する海曹士	
	機雷 (MK55/91式) 整備		特技「掃海機雷員」又は「航空武器整備員」を有する海曹士	
	救命酸素機器整備		特技「航空武器整備員」を有する海曹士	
	大型車両操縦		術	<p>関連配置に勤務（予定者を含む。）する海曹士（特技「地上救難員」を有する者を除く。）で、次の条件を全て満足する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 19歳以上（事務官等にあつては、普通免許等取得後3年以上かつ21歳以上の者）。 2 視力：両眼で0.8以上かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること（矯正視力を含む。）。 3 深視力：三棹法により、2.5mの距離で3回検査して、平均誤差が2cm以下であること。 4 聴力：10mの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえるもの。 5 特技職「車両」の適性を有する者（準適以上）。
				大型特殊 車両操縦
	一般車両整備		関連配置に勤務（予定者を含む。）する海曹	
	写真映像		関連配置に勤務（予定者を含む。）する海曹士	
	建築営繕		特技「施設員」を有する海曹士	
	電気設備			
	機械設備課程			

役 務 調 達	3 術 校	関連配置に勤務（予定者を含む。）する海曹
機 上 対 潜 （ 音 響 ）		特技「航空電子整備員」を有し、航空士の適性を有する海曹士
機 上 対 潜 （ 非 音 響 ）		
機 上 電 子 整 備 （ S H - 6 0 K ）		
契 約	4 術 校	特技「経理員」を有する海曹
燃 料		関連配置に勤務（予定者を含む。）する海曹士
救 急 救 命 士	横病	海曹衛生課程を修了した者
高 速 標 的 機 （ 電 子 整 備 ）	標 的 隊	特技「電子整備員」、「射管員」、「航空電子整備員」又は「航空電機計器整備員」を有する海曹士
高 速 標 的 機 （ 機 体 整 備 ）		特技「応急工作員」、「航空機体整備員」又は「航空電機計器整備員」を有する海曹士
高 速 標 的 機 （ 発 動 機 整 備 ）		特技「蒸気員」、「ディーゼル員」、「ガスタービン員」、「航空発動機整備員」又は「航空電機計器整備員」を有する海曹士
イージス C I C 操 作	戦 術 隊	特技「電測員」を有し、CDS（OYQ-6）操作課程、CDS（OYQ-9）操作課程又はデータリンク操作課程を修了しているか、CDS又はデータリンクの実務経験が1年以上ある海曹 ☆
戦術データリンク 操 作		専修科CDS操作課程を修了した海曹
データリンク整備		専修科UYA-4表示装置課程を修了した海曹
S P Y - 1 D		特技「電子整備員」又は「射管員」を有する海曹 ☆
誘 導 弾 整 備		特技「電子整備員」、「射管員」又は「射撃員」を有する海曹 ☆
艦 対 艦 ミ サ イ ル シ ス テ ム		特技「射管員」、「射撃員」、「魚雷員」又は「電子整備員」を有する海曹 ☆ (D3)

海 曹	イージス システムチーム (「こんごう」型)	戦 術	専修科イージス戦闘システム整備チーム課程、 FCS/ORCS課程、SPY-1D課程(特別 講習)、CDS計算機(UYK-43)課程、UY Q-21表示装置課程、CDS(こんごう型)整備 特別講習又は米留(FCS、SPY、ADS、C DS、VLS)を修業したAWS(Aegis Weapon System)員で関連配置で1年以上の実務経験を有 する曹長又は1曹
	イージス 戦闘システム 整備チーム	隊	特技「射撃員」、「射管員」、「魚雷員」、「水測員」 又は「電子整備員」を有する、イージス武器システ ムに接続するシステムの員長配置の海曹又はそれ と同等と認められる者
	FCS/ORCS 操作整備		特技「射管員」を有する海曹
士	電子戦データ 収集処理	電磁 隊	特技「電測員」、「電子整備員」、「通信員」、「情報 員」又は「航空電子整備員」を有する海曹士
	音響解析基礎課程	対潜 資料 隊	特技「水測員」又は「航空電子整備員」を有する 海曹士
	音響解析中級課程		特技「水測員」又は「航空電子整備員」を有する 海曹
専	飛行支援管制	管制 隊	特技「航空管制員」を有する海曹士
	情報処理(P-1 オペレーショナル プログラム)	航 プロ 隊	特技「航空電子整備員」を有する海曹士
	エアクッション艇 操縦(ナビゲータ)	両 機 戦 術 隊	特技「航海員」、「電測員」又は「電子整備員」 を有する海曹 ※
エアクッション艇 操縦(エンジニア)	特技「ディーゼル員」、「ガスタービン員」又 は「電機員」を有する海曹 ※		
科			

注：1 応募資格欄の各記号の意味は次のとおりであり、応募資格は付記された記号のすべての条件を満足する者とする。

記号	意味
※	原則として海曹課程修了者とし、海曹課程未修了者については、補職権者が要員養成上必要と認めた海曹を含む。
◇	原則として海曹課程修了者とし、海曹課程未修了者については、補職権者が要員養成上必要と認めた海曹又は関連配置での1年以上の経験を有する海士長を含む。
☆	原則として海曹とするが、補職権者が要員養成上必要と認めた関連配置での1年以上の経験を有する海士長を含む。
(D7)	デジタル基礎課程(7週間)又は電子基礎課程(平成20年度以降)修了者
(D3)	デジタル基礎課程(3週間)又は電子基礎課程(平成20年度以降)修了者
(E)	電子基礎課程修了者

注：2 准海尉については、要員養成の所要に応じ、当該特技の課程に入校できるものとする。

4 潜水艦乗員及び航空士の課程

課程名	教育場所	応募資格
海曹士専修	潜水艦	1 特技「通信員」、「航海員」、「電測員」、「電子整備員」、「魚雷員」、「水測員」、「ディーゼル員」、「電機員」、「経理員」、「補給員」、「給養員」又は「衛生員」を有する者で、潜水艦適性を有する海曹士 2 潜水艦予定者に指定されている要員である海士
		特技「電測員」を有する海曹士
		特技「水測員」を有する海曹士
		特技「電子整備員」を有する海曹士
		特技「航海員」を有する海曹士
		特技「魚雷員」を有する海曹士
		関連配置に勤務(予定者を含む。)する海曹士
		接尾語「潜水艦」を有する者
潜水艦電測武器	潜水艦	接尾語「潜水艦」を有する者
潜水艦水測(ZQQ-7)		
潜水艦武器システム		
潜水艦航海武器		
潜水艦攻撃武器		
深海救難艇基礎		
深海救難艇操縦		
深海救難艇操縦		

航空士機上通信情報		203 教 空	必要な語学教育を受け、1年以上の関連配置での実務経験を有する者で、航空士の適性を有する海曹士
航空士機上電子情報			特技「航空電子整備員」を有する者で、航空士の適性を有する海曹士
航空士機上救助			接尾語「スクーバ潜水」を有する者で、航空士の適性を有する海曹士
海曹士	航空士機上整備		海曹機上整備課程を修了した海曹
	航空士対潜 (音響)	海曹士専修科機上対潜(音響)課程を修了した海曹士	
	航空士対潜 (非音響)	海曹士専修科機上対潜(非音響)課程を修了した海曹士	
海曹士	航空士機上電子整備	203 教 空	海曹士専修科戦術情報処理システム整備課程を修了した海曹士
	航空士武器		特技「航空武器整備員」を有する者で、航空士の適性を有する海曹士
	航空士対潜 (SH-60K)	212 教 空	海曹士専修科機上対潜(SH-60K)課程を修了した海曹士
	航空士救護		1 特技「衛生員(看護師又は准看護師の資格を有する者に限る。)」を有する者で、航空士の適性を有する海曹士 2 回転翼要員については、1に加えて接尾語「スクーバ潜水」を有する者

所 属 長 等

	海幕・部隊・機関	所属長等
1	海 幕	課（室）長
2	自艦隊・護艦隊・空団・潜艦隊・教空団・練艦隊・シ通群・海洋対潜群・各護群・訓指群・掃群・各空群・各潜群・開発群・情報群・各教空群の司令部	幕僚長又は 先任の幕僚
3	各総監部	部 長
4	自艦隊・護艦隊・空団・潜艦隊・教空団の直轄部隊及び各地隊・練艦隊・シ通群・海洋対潜群・各護群・訓指群・掃群・各空群・各潜群・開発群・情報群・各教空群の各隊(所)	隊（所）の 長
5	各地隊・練艦隊・海洋対潜群・各潜群の直轄自衛艦及び各護隊・各潜隊・1海補隊・1海支隊・1観隊・1音隊・1練隊・1練潜隊・1輸隊・艦発隊の自衛艦	自衛艦の長
6	警務隊・潜医隊・東音・業務隊	隊 の 長
7	各学校	副 校 長
8	補本・艦補処・空補処・総支処	副本部長、 副処長又は 支処長
9	各病	病 院 長

選考票作成区分

課程名		選考票作成対象者	
		自衛官	事務官等
海士特技課程・中級の海曹特技課程・上級の海曹特技課程		有資格者全員	補職権者又は所属長等が入校を必要と認める者
特別の 准海尉 曹士課程	海曹士 特修科 海曹士 専修科	補職権者又は所属長等が入校を適当と認める者 又は希望者	
潜水艦乗員及び航空士の課程		潜水艦予定者に指定されている海曹士及び航空士の適性を有する海曹士	
部内外委託教育		補職権者又は所属長等が教育を必要と認める者又は希望者	

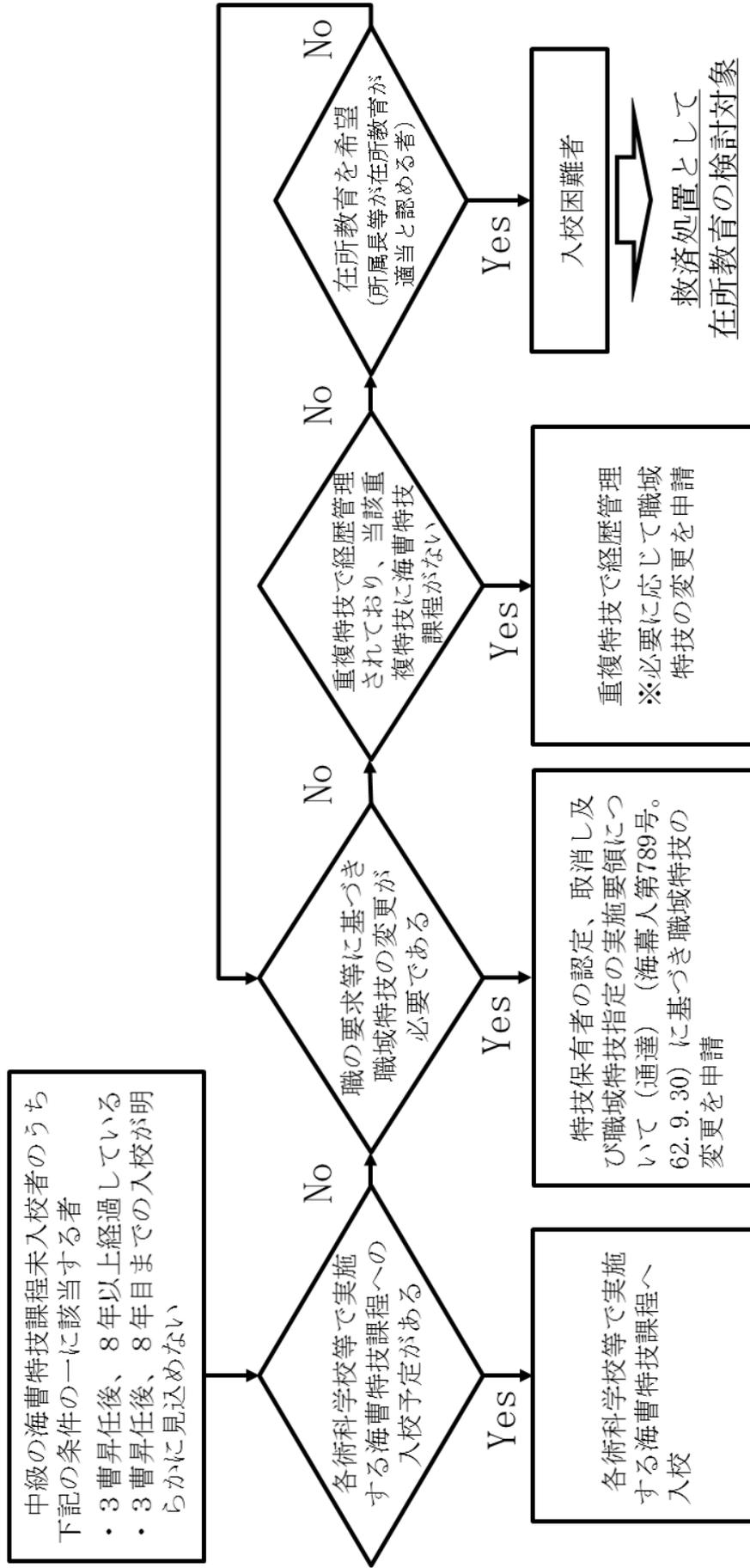
海曹士学生選考不適格基準

番号	項目	態 様
1	心身の故障	(1) 海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達(昭和43年海上自衛隊達第30号)に定める基準に達しない者 (2) 航空士及び航空管制員課程の入校対象者については、航空身体検査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第1号)に定める基準に達しない者 (3) 長期(おおむね1カ月以上)にわたる病休及び療養後1カ月を経過していない者、ただし肺結核等慢性の疾患にあつては療養後6カ月を経過していない者
2	心理適性検査	海上自衛隊の心理適性検査の実施要領等について(通達)(海幕人第5430号62・11・5)に定める心理適性検査によつて不適と判定される者
3	勤務成績	(1) 勤務成績が不良と認められる者 (2) 最近2年間における調整者の評語がC以下の者
4	勉学意欲	志望課程を履修する意志がないと認められる者
5	懲戒処分	(1) 軽処分後6カ月を経過していない者 (2) 重処分後1年を経過していない者 (3) 入隊以来3回以上懲戒処分をうけた者
6	退職希望等	継続任用不希望又は退職を希望している者
7	その他	私行上の非行等の理由により所属長等又は任免権者が不適当と認める者

健康診断実施要領等

課 程 名	実施項目	判定基準	実施時期	実施者
海曹士専修科 潜水艦	健康診断	昭和43年海上自衛隊達第30号別表第3による。	着 校 (隊) 時	呉総監が指定する。
	面接	潜水艦乗員としての適格性を重点的に確認するほか呉総監が定めるところによる。		
海曹士専修科 飽和潜水	健康診断	昭和43年海上自衛隊達第30号別表第3による。		潜医隊司令が指定する。
海曹士特修科 潜水 海曹士専修科 水中処分				1 術校長が指定する。
海曹士専修科 開式スクーバ	水中能力測定	次の能力のすべてを有すること。 1 距離25mの水面下水泳能力 2 4回以内の浮上呼吸による距離45mの水面下水泳能力 3 10分以内の400m完泳能力 4 水面下3mにある5kg(水中重量)の重錘取り揚げ能力 5 「ヒレ」使用による距離25mの5kg(水中重量)の重錘運搬能力		

入校困難者に対する在所教育の学生選考要領



別紙様式第 1

本人記入欄	1 所属配置 (年月日)(経過年月)	2 階級 (年月日)	3 氏名	4 志望課程	5 適格性 有効期限(. . .) 申請:有(. . .)・無
	7 特 技 (年月日)	8 接尾記号	9 入隊年月日 (経過年月)	10 入隊期別 練習員 補 補 士 生 生 候 期 曹 生 期 公 募 YKSM	6 適性評価 有効期限(. . .) 申請:有(. . .)・無
記入欄	14 部内課程	17 過去3年の 病休及び入隊 以後の懲戒	15 警 約	11 希望程度 1 熱 望 2 希 望 3 命のまま 4 不 希 望	12 希望回数
	16 審査	18 学生としての適格性 (分隊長等の面接により記入)	19 所見 (1)学生としての適格性【18の項目・勤務状況・技量を総合的に判断】 適 ・ 不適 (理由:) (2)入校時期 年度 (前・後) 優先度 (A ・ B ・ C) (3)入校の必要理由 (時期の適定理由を含む。)	13 修業後の希望配置	氏名 年 月 日 印
所属長等記入欄	17 継続任用	18 学生としての適格性 (分隊長等の面接により記入)	19 所見 (1)学生としての適格性【18の項目・勤務状況・技量を総合的に判断】 適 ・ 不適 (理由:) (2)入校時期 年度 (前・後) 優先度 (A ・ B ・ C) (3)入校の必要理由 (時期の適定理由を含む。)	所属長等官職氏名 印	

(記入例)
 1 : いずも砲雷科 (28.4.3) (1-3) 2 : 士長 (28.1) 4 : 土射撃、曹電測、専EW 7 : 航海員、攻撃要員 8 : ET52、GM51 13 : DCG電測員
 14 : 2101土通信21.5.24、2202曹空発動機22.10.14 (海士、海曹、専修科等及び部内外委託課程を記入) 17 : 27.2.2~27.4.10 胃潰瘍 28.10.1 戒告
 19 : 入校時期は年度を記入及び前・後を選択記入し、該当する適格者のうち所属内の優先度を選択 (A : 優先度高、B : 優先度中、C : 優先度低)
 20 : 分隊長等がS得点等を記入 (「棄養」は除く。)

別紙様式第 2

学生適格者員数・割当要望員数

項目 課程名	学生適格者員数		学生割当要望数
	第 1 志望	第 2 志望	

注：用紙はA 4 を縦に使用する。

別紙様式第 3

学生予定者名簿

(課程名)

整理番号	所 属	階 級	氏 名	教育場所・着校日時等
1				
2				
3				
:				
:				
:				
補 欠 1				
補 欠 2				
補 欠 3				
:				
:				

注：用紙はA 4 を縦に使用する。